

弘前市自治基本条例市民検討委員会会議録概要（第29回）			
日 時	平成26年3月10日（月）17時30分～19時36分		
場 所	弘前市役所6階第1会議室	傍聴者	8人
出席者 (20人)	委員 (12人)	佐藤三三委員長、佐藤淳委員長職務代理者、柴田委員、工藤委員、福士委員 清野委員、鹿内委員、阿部委員、島委員、蟻塚委員、村上委員、三橋委員	
	執行機関 (8人)	櫻田課長、三上課長補佐、白戸主幹、工藤係長、櫻庭主査、対馬主査 佐藤主事、阿保主事	
	その他	一	

会議概要

1 開会

2 議事

(1) 最終報告書案について

【結論（審議方法）】

- 報告書に係る新旧対照表をもとに、中間報告書から最終報告書への変更箇所等について確認する。

【変更点（最終報告書案表紙）】

- No.1 ・「中間報告書」を「最終報告書」へ変更。

（理由）必然のため。

- No.2 ・委員会が合議体であることを表す抽象画と、弘前のまちをイメージするイラストを追加した。

（理由）柔らかい印象を与えるため。

【結論】

- 意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【変更点（最終報告書案表紙裏 凡例）】

- No.3 ・その他の意見の部分に、各主体の意見聴取で出た意見を記載することを凡例として追加。

（理由）委員会として審議した視点を明らかにするため。

【結論】

- 意見等なく、最終報告書案のとおり決定。（※後ほど再議論あり）

【変更点（最終報告書案 はじめに）】

- No.4 ・「当市」を「本市」に変更。

（理由）中間報告書には、「当市」、「本市」「弘前市」という表現が混在していたが、「本市」に統一するため。

- No.5 ・中間報告書提出後の具体的活動内容、協力者への御礼を追加。

（理由）最終報告書作成までの活動が終了したため。

【結論】

- 意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【変更点（最終報告書案 目次）】

- No.6 ・頁ずれの修正、項目名の変更等。

（理由）必然のため。

【結論】

- 意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【変更点（最終報告書案 目次裏）】

- No.7 •市民憲章の追加。
 (理由) 前文にフレーズを盛り込んでいるため。

【結論】

- 意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【意見2の再審議（最終報告書案P1 必要性の有無）】

- No.8 •修正はないが、市民意見を受け、最終的な必要性の有無を審議するとして審議保留にしていたので、条例の必要性という部分で審議する。

【議論】

- 本来、条例を提案する権利は行政にあるが、委員会としては、条例が必要という思いで、この報告書を提出するという考え方である。

【結論】

- 委員会としては、自治基本条例が必要という思いで報告書を提出する。

【再審議（最終報告書案P1 その理由）】

- No.9 •その理由の部分に係る表現をどうするか保留していたが、2つの提案があるので、それらを基に議論する。

【議論】

- 「人によって」を「市長によって」との修正は、はつきりしていいと思うが、もう一方の修正案の「恒久的なまちづくりの理念、仕組み」の方がすっきりすると思うがどうか。
- 自治基本条例の考え方は、みんなでまちづくりを行いましょうということである。「恒久的なまちづくりの理念、仕組み」に変更することにより、表現できているのでいいと思う。

【結論】

- 「恒久的なまちづくりの理念、仕組み」の修正案のとおり修正する。

【変更点（最終報告書案P2 題名）】

- No.10 •その他の意見の凡例追加。
 (理由) その他の意見は、方針の内容に反映していないということを明確にするため、表紙裏の凡例以外に、初出部分に加えようとするもの。

- No.11 •その他の意見中「協働を分かり易く」を「協働を分かりやすく」に変更。
 (理由) 常用漢字外のため。

- No.12 •「諮問に対する中間報告書である」を「諮問に対する答申（最終報告書）である」に変更。
 (理由) 必然のため。

- No.13 •協働の用語の意義を注釈で追加。
 (理由) 初めて出る語句に注釈で意味を記載することにしたため。

【結論】

- 意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【変更点（最終報告書案P3～4 体系）】

- No.14 •項目名の変更。
 (理由) 内容変更に伴うもので、必然のため。

- No.15 •その他の意見中「一つの括りとした」を「一つのくくりとした」に変更。
 (理由) 常用漢字外のため。

【結論】

- 意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【最終報告書案P4 条文の形式（文体）】

- No.16 •変更点なし。

【意見4の再審議（最終報告書案P5 前文）】

- No.17 •郷土愛、弘前を愛する心は、あくまでも「まちづくりの担い手の育成」のためであって、

市外の人々にも郷土愛を育んでもらうというものではないという内容で仮決定していたが、最終的にどうするか。

【議論】

- ・弘前を愛する心は、基本的に弘前の市民に対してであって、市外の人に対してもいろいろな意見を聞くことがあるが、その人にまで愛する心を求めるものではない。よって、現在の内容で決定したい。

【結論】

- ・現在の内容で決定。

【変更点（最終報告書案 P6 前文）】

- No.18 • 解説中「弘前市民憲章にある「あずましい・・・」を「弘前市民憲章（※目次の裏の頁に掲載しています。）にある「あずましい・・・」に変更。

(理由) 表紙の裏に市民憲章を掲載するので、リンクさせるもの。

- No.19 • 「コミュニティ」、「市民」等の用語の意義は、8頁定義に掲載している旨の注釈を追加。

(理由) 初出の部分に注釈を入れることとしたため。

【結論】

- ・意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【No.3 関連再議論】

- ・その他の意見の部分に追加しているのは何か。
- ・各主体の意見聴取で出た意見の中から、最終報告書に反映しなかった意見を載せている。
- ・今後参考にする意見というように誤解してしまうのではないか。
- ・具体的な議論を見せたいということだが、例えば会議録概要で確認できるのではないか。
- ・意見聴取で出た意見を載せるならば、全ての意見を載せる必要があると思う。それは大変な作業だし、意見に対する考え方も載せなければならないのではないか。
- ・最終報告書に反映しなかった意見は、巻末の資料として、まとめて記載すればいいのではないか。

【結論】

- ・その他の意見に追加した内容については、最終報告書顛末にまとめて記載する。

【変更点（最終報告書案 P7 目的）】

- No.20 • 解説中「その内容については」を「その最終目的については」に変更。

(理由) 分かりやすくするため。

【結論】

- ・意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【変更点（最終報告書 P8 定義）】

- No.21 • 定義については、最終報告書に記載することにしていた。協働、市民等の定義を①～⑩にまとめたので、記載内容がいいか確認する。市民力等の定義については A 案、B 案を基に議論する。

【議論】

- ・A 案のように、市民力等を決めると不具合が出そうな気がするが B 案も分かりづらいので、2つの案とも削除すればどうか。
- ・定義をすると分かりやすいが、市民力等の捉え方がいろいろあるので、①～⑩の定義で十分だと思う。

【結論】

- ・A 案、B 案を削除し、①～⑩の定義でまとめる。

【変更点（最終報告書案 P9 定義）】

- No.22 • 定義を盛り込んだことにより、解説の内容を変更した。

(理由) 方針の変更に伴うもの。

【結論】

- ・意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【変更点 (最終報告書案 P10 条例の位置付け)】

- No.23 • 方針中「尊重しなければならない」を「尊重する」と変更した。

(理由) 委員会としては、この条例を最高規範とするものではなく、各主体ができる限り尊重していこうというものであることを明確にするため。

- No.24 • キーワード中「尊重しなければならない」を「尊重する」と変更した。

(理由) No.23 の理由と同様。

- No.25 • 上記変更に伴い、解説部分を変更した。

(理由) No.23 の理由と同様。

【結論】

- ・意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【最終報告書案 P11 基本理念】

- No.26 • 変更点なし。

【変更点 (最終報告書案 P12 基本原則)】

- No.27 • 方針中、参加・環境づくりの原則の部分を3つの文章に分けて記載した。

(理由) 1文で記載するのではなく、分けて記載することで、分かりやすくするため。

【結論】

- ・意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【変更点 (最終報告書案 P14~15 主体)】

- No.28 • 方針中「小中高生」を「義務教育諸学校の児童若しくは生徒又は高等学校等の生徒」に変更。

(理由) 簡潔かつ的確な表現とするため。

- No.29 • 解説部分について、学生のみ市外の人も主体として取り入れているという特徴をはつきり分かれるような表現に変更。

(理由) 学生の範囲を特例としている理由を明確にするため。

- No.30 • 解説部分「大学生、高校生等」を「学校等」に変更。

(理由) 「小中高生」という表現の変更に伴い変更するため。

【結論】

- ・意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【変更点 (最終報告書案 P16~17 市民の役割)】

- No.31 • 項目中「市民の役割等」を「市民の役割」に変更。

(理由) 方針③の変更に伴うため。

- No.32 • 方針③中「安全安心に地域で暮らしていく権利を有すること」を「地域において安全安心に暮らしていくように、自らがその環境づくりに取り組むよう努めること」に変更。

(理由) 権利は当然であり、その権利を持った上で、市民として何をすべきかを書いた方がいいため。

- No.33 • 解説中「権利を有しており、・・・と考えます」を「権利を当然に有しておりますが、より一層の向上を図るために、市民として自らがその環境づくりに取り組むよう努めると重要な役割があると考えます」に変更。

(理由) 方針③の変更に伴うため。

【結論】

- ・意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【最終報告書案 P18 学生の役割】

No.34 ・変更点なし。

【変更点（最終報告書案 P19 子どもの権利等）】

No.35 ・項目中「子どもの権利」を「子どもの権利等」に変更。

（理由）方針の変更に伴うもの。

No.36 ・方針に、子どもの権利の記述しかなかったものを、「まちづくりにかかわり、その経験を積むこと」という役割も追加した。

（理由）子どもの権利は、安心してまちづくりに参加してもらうためのもので、それを支えるのが市民という考え方である。読み手にとって分かりやすくするために子どもの役割を追加したもの。

No.37 ・キーワードに、「経験を積む」を追加。

（理由）方針の変更に伴うもの。

No.38 ・解説に、まちづくりの権利、役割の部分を追加。

（理由）方針の変更に伴うもの。

【議論】

・現在も子ども会などで、子どもがまちづくりに参加している。弘前市の特性として、子どもたちもまちづくりに含める、ただし、役割という言葉で縛りたくないで、子どもたちが主体になって活動するものを権利として位置付けることにした。

【結論】

・最終報告書案のとおり決定。

【最終報告書案 P20～21 コミュニティの役割】

No.39 ・変更点なし。

【変更点（最終報告書案 P22 事業者の役割）】

No.40 ・解説中「危機管理に関係した大量の物資提供など」を「災害時における物資の確保等についての協力あっ旋など」に変更。

（理由）物資提供に限らず、様々な内容で協定を締結しているため。

【結論】

・意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【変更点（最終報告書案 P23～24 議会の役割）】

No.41 ・項目中「議会等の役割」を「議会の役割」に変更。

（理由）主体の範囲の考え方を変更したため。

No.42 ・方針中「政策提案及び議案提出権行使すること」を議会の役割から議員の役割へ変更。

（理由）この権限は、議会の委員会及び議員ともに有するものであるが、いずれもその行使のはじまりは議員であるため。

No.43 ・キーワード中「政策提案及び議案の提出」の記載箇所を変更。

（理由）方針の変更に伴うもの。

No.44 ・解説の内容を、方針の変更に合致するよう変更。

（理由）方針の変更に伴うもの。

【議論】

・今まで議論してきたことは、議員活動そのものをきちんと行ってほしいということであって、記載内容も当たり前のことと書いていることをきちんと伝えてほしい。

【結論】

・最終報告書案のとおり決定。

【変更点（最終報告書案 P25～26 執行機関の役割）】

No.45 ・項目中「執行機関等の役割」を「執行機関の役割」に変更。

（理由）主体の範囲の考え方を変更したため。

- No.46 ・方針中「分かり易い組織とすること」を「市民にとって分かりやすい組織とすること」に変更。
 (理由) これまでの議論の結果をより明確にするため。
- No.47 ・方針中「職員の役割は」を「執行機関の職員の役割は」に変更。
 (理由) 主体の範囲の考え方を変更したため。
- No.48 ・解説中「簡潔な組織名」という表現を追加。
 (理由) どこの部署で何を行っているかという点も含めて、あらゆる面において、市民に分かりやすいものという委員会の意図を明確にするため。

【結論】

- ・意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【変更点（最終報告書案 P27 協働の推進）】

- No.49 ・方針中「仕組みに取り組むに当たっては、その」という表現を削除。
 (理由) 分かりやすく、簡潔なものとするため。

【結論】

- ・意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【変更点（最終報告書案 P28 総合計画）】

- No.50 ・解説中「市長の改選等に左右されない、一貫したまちづくりを進める意味からも」を「まちづくりを進める上で」に変更。
 (理由) この規定は、総合計画の中身を拘束するものではなく、総合計画の策定について、その必要性を定めていることを明確にするため。
- No.51 ・その他の意見中、誤解を与える表現を削除。
 (理由) その他の意見の内容を当委員会として提案していると誤解されているため。

【結論】

- ・意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【変更点（最終報告書案 P29～30 財政運営）】

- No.52 ・方針中「執行機関」を「市長」に変更。
 (理由) 財務に関する権限は、首長に専属するものであるため。

【結論】

- ・意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【変更点（最終報告書案 P31～32 評価）】

- No.53 ・方針④中「①に規定する達成度、妥当性等を評価するために」を追加。
 (理由) 外部監査に関する評価の項目に位置付ける理由を明確にするため。
- No.54 ・解説中「進化・成長の一環として」を「評価に当たり」に変更。
 (理由) No.53 の理由と同じ。
- No.55 ・PDCA サイクルのイメージ図を追加。
 (理由) 解説において、PDCA サイクルを用いていることから、その内容を分かりやすくするため。

【結論】

- ・意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【変更点（最終報告書案 P33 意見、要望、苦情等への応答義務）】

- No.56 ・方針中「執行機関」を「市」に変更。
 (理由) 執行機関だけでなく、議会においても、請願、陳情等への対応において、同様の姿勢が求められると思うため。
- No.57 ・解説部分に、議会に関する部分を追加。
 (理由) 方針の変更に伴うもの。

【結論】

- ・意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【変更点（最終報告書案 P34 危機管理体制の確立）】

- No.58
- ・方針①中「市民の生命と財産を」を「市民の生命、身体及び財産を」に変更。
 - ・方針②に、市民の役割を追加。
(理由)
 - ・方針① 地方自治法等の表現に合わせるため。
 - ・方針② 自主防災組織の重要性が高まっている中で、県内の組織率が課題となっていることから、その充実につながってほしいため。
- No.59
- ・キーワード中「市民の生命と財産を」を「市民の生命、身体及び財産を」に変更。
 - ・キーワード中「市民相互の連携・協力体制の充実を図る」を追加。
(理由) 方針の変更及び追加のため。
- No.60
- ・解説部分を、上記変更に合わせる形で変更したほか、「3. 11」を「東日本大震災」に変更。
(理由) 方針の追加及び字句整理のため。

【結論】

- ・意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【最終報告書案 P35 市民力等の推進】

- No.61
- ・変更点なし。

【最終報告書案 P36～37 説明責任】

- No.62
- ・変更点なし。

【変更点（最終報告書案 P38～39 情報公開、情報提供等）】

- No.63
- ・方針中、情報共有の方針を市の介在を明確にする表現に変更。
(理由) 市の介在を明確にするとともに、有効活用するのは、市だけではないため。
- No.64
- ・キーワード中「収集した公益的な情報」を「市以外の者から収集した公益的な情報」に変更。
(理由) 方針の変更に伴うもの。
- No.65
- ・解説中「市が保有する情報だけでなく、収集した」を「市が保有する情報だけでなく、市以外の者から収集した」に変更。
(理由) 方針の変更に伴うもの。

【結論】

- ・意見等なく、最終報告書案のとおり決定。

【最終報告書案 P40 個人情報保護】

- No.66
- ・変更点なし。

【最終報告書案 P41 意見聴取手続】

- No.67
- ・変更点なし。

【最終報告書案 P42 附属機関の運営】

- No.68
- ・変更点なし。

【変更点（最終報告書案 P43～44 住民投票】

- No.69
- ・方針アについて、市ができること（条例案を議会に提出できる）などを明確にした。
 - ・方針イについて、義務的な言い回しから断定的な言い回しに変更。
(理由) 誤解を与える表現を避けるため。
- No.70
- ・キーワード中「住民投票を実施することができる」を「住民投票に係る条例案を議会に提出することができる」に変更。
 - ・キーワード中「結果を尊重しなければならない」を「尊重する」に変更。

- (理由) 方針の変更に伴うもの。
- No.71
- ・解説部分について、誤解を与えない表現に変更。
 - ・(理由) 方針の変更に伴うもの。
- 【結論】**
- ・意見等なく、最終報告書案のとおり決定。
- 【最終報告書案 P45 市外の人々との連携等】**
- No.72
- ・変更点なし。
- 【最終報告書案 P46 国等との連携】**
- No.73
- ・変更点なし。
- 【最終報告書案 P47 國際社会との交流及び連携】**
- No.74
- ・変更点なし。
- 【最終報告書案 P48~49 この条例の実効性の確保】**
- No.75
- ・方針アに主語が抜けていたので、「市長」を追加。
- (理由) 審議会の設置主体を明確にするため。
- No.76
- ・方針オについて、「公募を実施しなければならない」を「原則として審議会の委員の一部を公募により選任しなければならない」に変更。
- (理由) 全ての委員を公募とするという誤解が生じるおそれがあることから、その一部を公募によるということを明確にするため。
- No.77
- ・キーワード中「公募を実施しなければならない」を「委員の一部を公募により選任」に変更。
- (理由) 方針の変更に伴うもの。
- 【結論】**
- ・意見等なく、最終報告書案のとおり決定。
- 【最終報告書案 P50~56 概要版】**
- No.78
- ・今回の審議の結論に合わせて修正する。
- 【最終報告書案 P57~59 中間報告書の主な変更点及びその理由】**
- No.79
- ・定義を追加した点。
- (理由) 各主体から協働の意義や主体の範囲が分かりづらいといったご意見をいただいたことから、報告書として分かりやすくするため。
- ・市民の役割等を変更した点。
- (理由) 権利は当然であり、協働によるまちづくりを進めるためには、その権利を有する上で、市民として何をすべきかといったことを盛り込んだ方がいいと考えたため。
- ・子どもの権利等を変更した点。
- (理由) 権利だけを有するのであれば、主体としての位置付けがうまく伝わらなかったことから、子どもの権利の意味合いとその位置付けをより分かりやすくするため。
- ・危機管理体制の確立について、市民の役割を追加した点。
- (理由) 東日本大震災以降、ますます、市民の自助・共助の重要性が高まっており、青森県全体として、自主防災組織を充実させなければいけないという課題があることから、その課題解決に向かってと考えたため。
- ・住民投票について、誤解のないように修正した点。
- (理由) 中間報告書の表現では、様々な誤解を与えるかねない内容であるといったご意見をいたいたことから、より的確な表現にすべきであると考えたため。
- 【意見等】**
- ・今までの議会の一般質問等で出た意見については、今回の修正で解決できているのか。
 - ・12月議会までのものは、各主体からの意見に含めて審議したが、例えば、表現を柔らか

く修正した部分などは、理解してもらえるかは分からないので、今後も議論を重ねていく。

- ・条例に通称名をつけるという議論があったと思うが、通称名はつけないことにしたのか。
- ・通称名は付けず、条例の題名自体を、柔らかさと重さのバランスを見ながら決めるという形にした。
- ・岩手県久慈市で議会基本条例が制定され、その通称名が「じえじえじえ基本条例」で、大きく注目を集めたようだ。議論の中で、弘前らしさを出したいとして、学生を主体として位置付けたが、このようななかたちもあると思った。

【最終報告書案 P60～61 弘前市自治基本条例市民検討委員会条例】

No.80 ・注釈の追加。

(理由) H26. 4. 1 をもって、当委員会の根拠条例が変わる可能性があるため。

【最終報告書案 P62 弘前市自治基本条例市民検討委員会委員名簿】

No.81 ・変更点なし。

【最終報告書案 P63 諮問書（写）】

No.82 ・変更点なし。

【最終報告書案 P64～67 会議の内容等】

No.83 ・中間報告後の内容を追加。

【最終報告書案 P68～69 会議等の様子】

No.84 ・中間報告後の内容を追加。

【最終報告書案 P70 今後のスケジュール】

No.85 ・最終報告後のスケジュールに変更。

【最終報告書案 裏表紙】

No.86 ・名称、日付を修正。

【結論】

- ・No.78～86まで、最終報告書案のとおり決定。

3 その他

(1) 次回の会議内容について

【結論】

- ・次回は、8月中旬ころ、執行機関で条文化したものについて、最終報告書の思いが反映されているかなどを審議する。

(2) その他

【結論】

- ・特になし